

平成 23 年 7 月 1 日制定

平成 26 年 4 月 7 日改定

平成 31 年 3 月 1 日改定

令和 2 年 8 月 19 日改定

令和 4 年 2 月 3 日改定

令和 5 年 11 月 6 日改訂

杏林医学会学生リサーチ賞に関する細則

第 1 条（目的） 杏林医学会はその目的を達成し、本学での将来の研究の担い手となることが期待される学生の研究活動を奨励するために杏林医学会学生リサーチ賞（以下、リサーチ賞）を設ける。

第 2 条（リサーチ賞） この賞は、杏林大学医学部または保健学部の学生であり、学術研究に顕著な業績を挙げた者に授与する。

2 医学部は「医学部早期体験学習 I 部門」と「医学部学外活動部門」に対し、保健学部は「保健学部卒業研究部門」に対し学生を推薦することができる。

3 「医学部早期体験学習 I 部門」は、医学部 1 年生カリキュラム「地域体験学習 I」において、もっとも優秀な発表を顕著な業績として認め、賞状および副賞を授与する。

4 「保健学部卒業研究部門」は、保健学部において各学科で最も優れた卒業研究を顕著な業績として認め、賞状および副賞を授与する。

5 「医学部学外活動部門」は、学外での活動において顕著な業績を挙げた医学部の学生に賞状および副賞を授与する。

6 同一年度で各部門の重複推薦は受理しない。

7 「医学部学外活動部門」の受賞は、各年度一回に限る。

第 3 条（選考） 杏林医学会長はリサーチ賞の選考を杏林医学会幹事会（以下、幹事会）に委嘱する。

2 幹事会は医学部、または保健学部の教授に対してリサーチ賞受賞者の推薦を依頼する。推薦者は別掲の推薦書と資料を幹事会に提出する。

3 幹事会は推薦に基づき審議し、医学会長に答申する。医学会長は幹事会の答申に基づき、受賞者を決定する。

第 4 条（受賞者） 受賞者には杏林医学会より賞状及び副賞を授与する。

2 受賞者は杏林医学会雑誌に当該研究に基づいた受賞報告を寄稿する。

3 副賞としてそれぞれ金 2 万円を授与する。

第 5 条（改変）本細則の改変は幹事会の議を経て、医学会長の承認を得なければならない。

附則

1. 「医学部早期体験学習 I 部門」の発表内容に関する審査選考及びリサーチ賞への推薦は、医学部当該科目担当教員に委ね、原則として各年度 1 件以内とする。推薦は 12 月末を期日とし、その表彰は 1 学年終了時まで科目担当教員を通して行うこととする。
2. 「保健学部卒業研究部門」の審査選考及びリサーチ賞への推薦は、各科担当教員に委ね、原則として各年度各学科 1 件以内とする。推薦は 1 月 15 日を期日とし、その表彰は学位記授与時に各科ごとに行うこととする。
3. 「保健学部卒業研究部門」の各学科は、看護学科に於いては看護学専攻と看護養護教育学専攻を、リハビリテーション学科に於いては、理学療法学専攻、作業療法学専攻、言語聴覚療法学専攻を別々の学科としてそれぞれに選考を行うものとする。
4. 「医学部学外活動部門」における顕著な業績とは、概ね先立つ一年の間に学術雑誌に論文として掲載予定（受理証明等で可）または掲載された場合や、杏林医学会総会を含む学術集会で筆頭演者として研究発表予定（受理証明等で可）または発表した場合が該当する。論文については邦文学術論文では筆頭著者、英文学術論文では共著者相当の役割を担うことが求められる。
5. 受賞者は速やかに医学会雑誌に受賞報告を寄稿する。杏林医学会雑誌への寄稿は受賞報告執筆要項に基づき作成する。